破産手続廃止

平成２１年（フ）第１８７１号
埼玉県さいたま市浦和区岸町４丁目１番35号
破産者　夏喜商事株式会社
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６４６号
埼玉県川越市今成１丁目３番地８　松本ビル１階
破産者　株式会社真野住建
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６号
埼玉県所沢市緑町４丁目30番２号
破産者　株式会社東洋技研
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４５号
相模原市緑区大島3022番地２、商業登記簿上の本店所在地横浜市青葉区鴨志田町807番地34
破産者　株式会社ホクシンジャパン
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６７６号
東京都新宿区新宿１丁目15番11号
破産者　有限会社美巧
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２５５号
青森県つがる市富萢町藪分14番地１
破産者　有限会社白川商事
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海甲612番地の１
破産者　有限会社柴崎鉄工所
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２０７号
川崎市中原区木月１丁目30番24号２Ｆ
破産者　株式会社フローラルホーム
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３２号
川崎市川崎区浅野町４番11号
破産者　株式会社レグルス
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
静岡県富士市今泉３丁目６番２号、前住所静岡県富士市今泉2173番地の７
破産者　宮川　宗敏
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１５４号
静岡県富士市今泉３丁目６番２号
破産者　宮川　秀美
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１１６８号
名古屋市昭和区南分町６丁目14番地
破産者　株式会社サンメイ
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０２２号
愛知県春日井市西山町２丁目１番地の１
破産者　有限会社コラボレーション
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８９６号
名古屋市中区新栄２丁目47番44号
破産者　株式会社夢屋藤井
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１７号
三重県四日市市大字東阿倉川830番地１
破産者　山下　宏之
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
三重県桑名市長島町又木３番地１
破産者　有限会社イワタ
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
三重県四日市市大治田２丁目９番２号
破産者　鈴木　憲正
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２号
三重県熊野市井戸町1691番地の４
破産者　平谷　廣久
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２０年（フ）第６９５７号
大阪市生野区桃谷３丁目10番７号
破産者　株式会社吉田商店
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３１４号
大阪市阿倍野区三明町１丁目９番10号
破産者　三都一乳業株式会社
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２２１号
大阪市中央区島之内１丁目17番14号
破産者　ジエーエフテイ株式会社
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７４８号
大阪府摂津市鳥飼上１丁目22番18号
破産者　有限会社河原冷機工業
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部